

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十一号

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和五十七年四月奈良県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二項第五号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。